

■ (PBS 給与) 新しい「標準報酬月額」の適用について

算定処理による各社員の新しい「標準報酬月額」は9月以降支給の給与から適用される事となります。
給与データ入力前に、新報酬月額が正しく社員設定に反映されているかご確認ください。

●●● 「改定予約」を実行済みの場合

報酬月額算定処理メニューで算定基礎届の作成をおこない【改定予約】を実行済みの場合は、9月の給与データ入力時に【算定・月変更新処理】タブで改定作業を行ってください。

給与データ入力

～前準備画面「算定・月変更新処理」タブ



- ① 給与データ入力 [F6 社員別入力][F7 一覧入力] に入る前に [算定・月変更新処理] タブをクリック
- ② 対象の社員とその新しい報酬月額が表示されるので内容を確認し [F2 実行]

[⇒社員設定 \[社会保険\] に新報酬月額が反映され、以降の給与データ入力に適用されます。](#)

●●● 「改定予約」を実行していない場合

PBシステムで算定基礎届を作成していない、あるいは算定基礎届作成時に【改定予約】を実行していない場合は、下記の手順で社員情報の報酬月額を直接更新してください。

社会保険一覧



- ① 社員設定タブ内[社会保険一覧]メニューを開く (あるいは一人別の[社会保険]タブ)
- ② 「健保月額 (千円)」「厚年月額 (千円)」欄にそれぞれ新しい報酬月額を入力して [F2 登録]を押す。

[⇒登録された新しい報酬月額が以降の給与データ入力に適用されます。](#)

●●● よくあるお問い合わせ

Q. 新報酬月額の登録は、どのタイミングでおこなえばよいのですか。

A. 8月分の給与データ入力後、9月分の給与データ入力前におこなってください。

Q. 9月分の給与データ入力において、新しい報酬月額に基づく社会保険料額が算出されません。

A. 9月分の給与データ入力後に、社員設定で新しい報酬月額を登録したことが考えられます。
その場合、9月分の給与データ入力画面で「再集計」を実行することで、新しい報酬月額に基づいた社会保険料額が算出されます。